

# 射水市ビーチボール協会規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は、射水市ビーチボール協会（以下本会という）という。  
第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、射水市ビーチボール愛好者の統一機関であり、ビーチボール競技の健全な普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1. 射水市内の競技会の開催及び運営。  
2. 各種大会への参加。  
3. 競技及び審判に関する研修会、講習会の開催並びに後援。  
4. 上部機関との連絡調整。  
5. ビーチボール競技の普及と指導。  
6. その他本会の目的に必要な事項。

## 第3章 組織

- 第5条 本会は、射水市内に所属するクラブをもって組織する。

## 第4章 会員

- 第6条 会員は、本会の主旨に賛同するものによって構成され、個人で登録しクラブに所属するものとする。  
ただし、新たに登録するもので射水市外の個人については協会の確認を得るものとする。

## 第5章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- |       |            |
|-------|------------|
| 会長    | 1名         |
| 副会長   | 若干名        |
| 女性部長  | 1名         |
| 理事長   | 1名         |
| 副理事長  | 若干名        |
| 審判長   | 1名         |
| 副審判長  | 若干名        |
| 執行役員  | 若干名        |
| 理事    | 数十名（クラブ代表） |
| 事務局長  | 1名         |
| 副事務局長 | 若干名        |
| 会計    | 若干名        |
| 監事    | 2名         |
| 県協会理事 | 若干名        |

- 第 8 条 本会の役員を選出は、次の方法で選出する。
1. 会長、副会長及び理事長は、総会において選任する。
  2. 執行役員は、役員も含め、会長が任命する。
  3. 理事は、クラブ代表とし、会長が任命する。

#### 第 6 章 役員の仕事

- 第 9 条 本会の役員は、次の仕事を行う
1. 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
  3. 理事長は、理事会の定めに従い会務の執行にあたる。
  4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代理する。
  5. 審判長、副審判長は、競技のルールの普及及び審判技術の向上にあたる。
  6. 執行役員は、理事長を補佐し、会の運営事項について協議する。
  7. 理事(クラブ代表)等は、理事長を補佐し会務の運営(大会運営)にある。
  8. 理事は、総会にて議事を決議する。
  9. 事務局長及び副事務局長は、事務を総括する。
  10. 会計は、本会の経理事務を行う。
  11. 監事は、本会の会計を監査する。
  12. 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 7 章 名誉役員等

- 第 10 条 本会に名誉会長、顧問、参加をおくことができる。
1. 名誉会長、顧問、参加は総会の議を経て会長が委嘱する。
  2. 会長は、重要事項について顧問に質問することができる。
  3. 参加は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

#### 第 8 章 会議

- 第 11 条 本会の会議は、総会、執行役員会及び理事会とする。
- 第 12 条 総会は、役員をもって構成する。
- 第 13 条 総会は、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めた時、若しくは理事の 3 分の 1 以上の人数から目的事項を示し請求した場合は、速やかに召集しなければならない。
- 第 14 条 総会は、本会の最高決議機関であり、次項は総会の議を経なければならない。
1. 予算及び決算に関すること。
  2. 事業計画に関すること。
  3. 役員を選任に関すること。
  4. 規約の制定及び改正に関すること。
  5. 前各号のほか、重要事項に関すること。
- 第 15 条 理事会は必要に応じて会長が招集し、会の運営に関する事項について協議する。
- 第 16 条 執行役員会は、必要に応じて理事長が招集し、大会の運営について協議する。

第17条 総会は、理事及び執行役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は過半数の決議をもって定める。賛否同数の場合は議長の決するところとする。  
但し、本会の規約改正等は、理事及び執行役員の2分の1以上の同意を得なければならない。

第18条 総会に欠席する場合は、議長に委任状を出すこととし、議長は代理として議決権を有す。

#### 第9章 経費

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

#### 第10章 部会等

第20条 本会の業務を遂行するために専門部会を設けることができる。

#### 第11章 会計区分

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 付則

1. 本規約の施行に必要な細則は別に定めることができる。
2. この規約は、平成18年5月14日より施行する。
3. この規約は、平成22年5月23日より施行する。
4. この規約は、平成24年4月22日より施行する。
5. この規約は、平成30年4月29日より施行する。

## 射水市ビーチボール協会会員細則

射水市ビーチボール協会規約付則の1に基づき、会員の細則を定める。

1. 登録（審判も含む）は個人で1箇所のみとし、クラブに所属するものとする。
2. 会費はクラブ毎で回収し、協会へ納める。
3. 他の協会との二重登録は認めない。  
なお、二重登録が明らかになった場合は、チームのメンバーを1年間出場停止とする。
4. 年齢の偽りは認めない。  
なお、年齢の偽りが明らかになった場合は、チームのメンバーを1年間出場停止とする。
5. 年度内の登録変更は認めない。
6. 各競技予選時の、大会毎のクラブ内変更は認める。
7. 参加チームの選手は登録クラブ内のメンバーであることを原則とする。
  - ・予選に参加した選手でも、上位大会参加時のクラブ内補充は認める。
  - ・上位大会の枠に余裕があっても、予選に参加しなければ原則出場できない。
  - ・予選に参加しており他のクラスに余裕があった場合には、クラスを変更しての上位大会への参加は認める。
  - ・当日急にメンバーが足りないなどアクシデント発生の場合、クラブ外の試合に出ていない協会員1名を補充してもさしつかえない。  
但し、事前にその事情を会長等に説明し、承諾を得る。
  - ・予選・上位大会ともに、試合当日に出場可能な選手が3名になった時点の補充員は1名に限る。（事前に役員を通して会長に連絡）
  - ・予選・上位大会ともに、試合当日に出場可能な選手が2名以下になった場合は、出場を認めないものとする。（事前に役員を通して会長に連絡）
8. 会費は800円/1年/1人とする。
9. 審判派遣費は、原則として3,000円/1回/1人とする。
10. 役員派遣費は、原則として5,000円/1回/1人とする。

1. この細則は、平成18年5月14日より施行する。
2. この細則は、平成20年4月26日より施行する。
3. この細則は、平成22年5月23日より施行する。
4. この細則は、平成23年4月28日より施行する。
5. この細則は、平成30年4月29日より施行する。

## 7 項での詳細

### 7. 参加資格（チーム編成）（例）

#### 【射水市予選】

- 登録クラブ内のメンバーにてチーム編成。…○
- 他のクラブとの合同チーム…×（但し、レディース大会は除く）
- クラブ内に出場枠の年代が2名しかおらず、他のクラブにも同条件のクラブがあり合同チームにて出場…△（事前に役員を通して会長に承認を貰う）
- 大会当日、急にアクシデント等でメンバーが足りなくなり、クラブ外の予選に出ていない人を1名補充し出場した。…○
- 大会当日、出場可能な選手が2名になったが予選に出場…×

#### 【上位大会】

- 予選に出ていたメンバーがアクシデント等で出られなくなり、同クラブ内で補充して出場…○
- 予選に出場していたクラブ外の選手にお願いし出場…×
- 4名でチーム編成し予選にでていたが、1名がアクシデント等で急に出られなくなりクラブ外の選手にお願いし出場した…△  
（事前に役員を通して会長に承認を貰う）
- 4名編成にて出場予定としていたが、1名追加し5名で出場…×

※クラブ外の人を補充する場合は、必ず役員を通して会長に承認をもらうこと  
（なお、会長の承認を貰わずに出場したチームは、次の上位大会の出場を認ない）